

水環境の状況 等

1. 水質汚濁防止法・条例に基づく排水規制

- (1) 「水質汚濁防止法」は、汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場から公共用水域に排出する水を規制するものであり、規制の内容は、生活環境項目・有害物質を対象とした濃度規制と、COD・窒素・りんを汚濁負荷量の指標とした総量規制となっている。
- (2) また、千葉県では、生活環境保全の観点から地域の実状に応じた基準を条例により定めており、法より厳しい上乘せ基準として設定されている。

2. 環境保全協定に基づく指導

- (1) 環境保全協定では、法が排水口（敷地境界から外へ排出される部分）での排水を規制しているのに対し、冷却水が合流する手前の排水溝ごとにCOD、窒素及びりん等の濃度や汚濁負荷量の総量を定め、指導を行っている。これは、各生産工程から発生する汚濁負荷量を的確に管理することを目的としている。
- (2) また、協定で定める排水濃度等（協定値）は、法・条例よりも厳しい値が設定されており、その結果、CODを例に挙げると、昭和49年当時と比べ、汚濁負荷量は約84%削減されている。
- (3) 協定値は協定工場に新たな施設が設置、廃止等された場合は協議の上変更を行い、常に最新のものとなっているため、今後ともこの状況を維持していく必要がある。

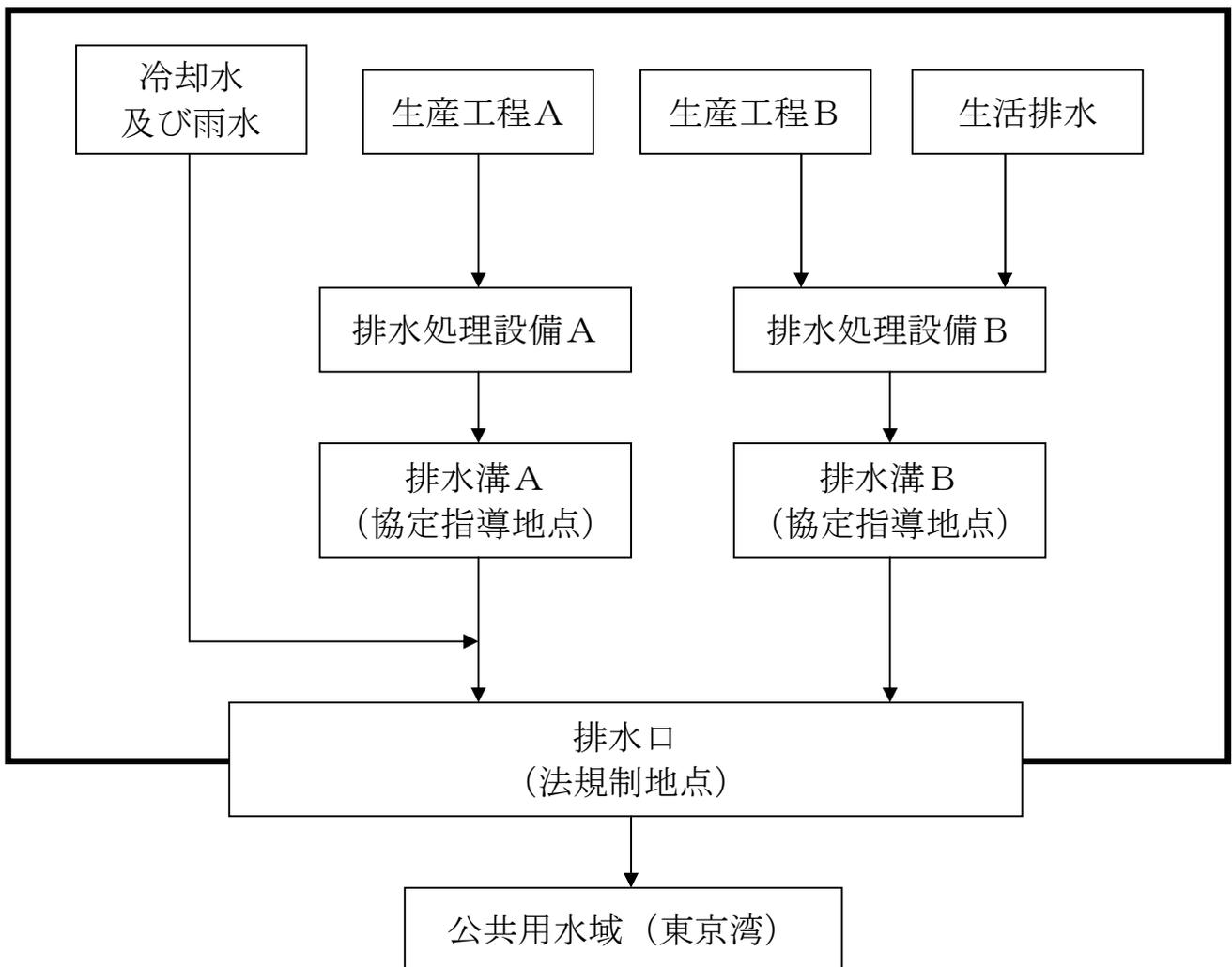


図. 水質汚濁防止法に基づく規制と環境保全協定に基づく指導の比較

表. 全協定工場における法総量規制基準、協定値の比較

	COD(t/日)	全窒素(t/日)	全りん(t/日)
昭和49年協定工場の協定値の合計	44.5	27.0 (平成7年)	0.70 (平成7年)
平成25年協定工場の法総量規制基準の合計	20.9	16.0	0.85
平成25年協定工場の協定値の合計	8.9 (57.4%)	13.5 (15.6%)	0.51 (40.0%)
平成25年協定工場の負荷量実績の合計	2.7	4.1	0.05

注) 括弧内は、法総量規制基準に対する割合

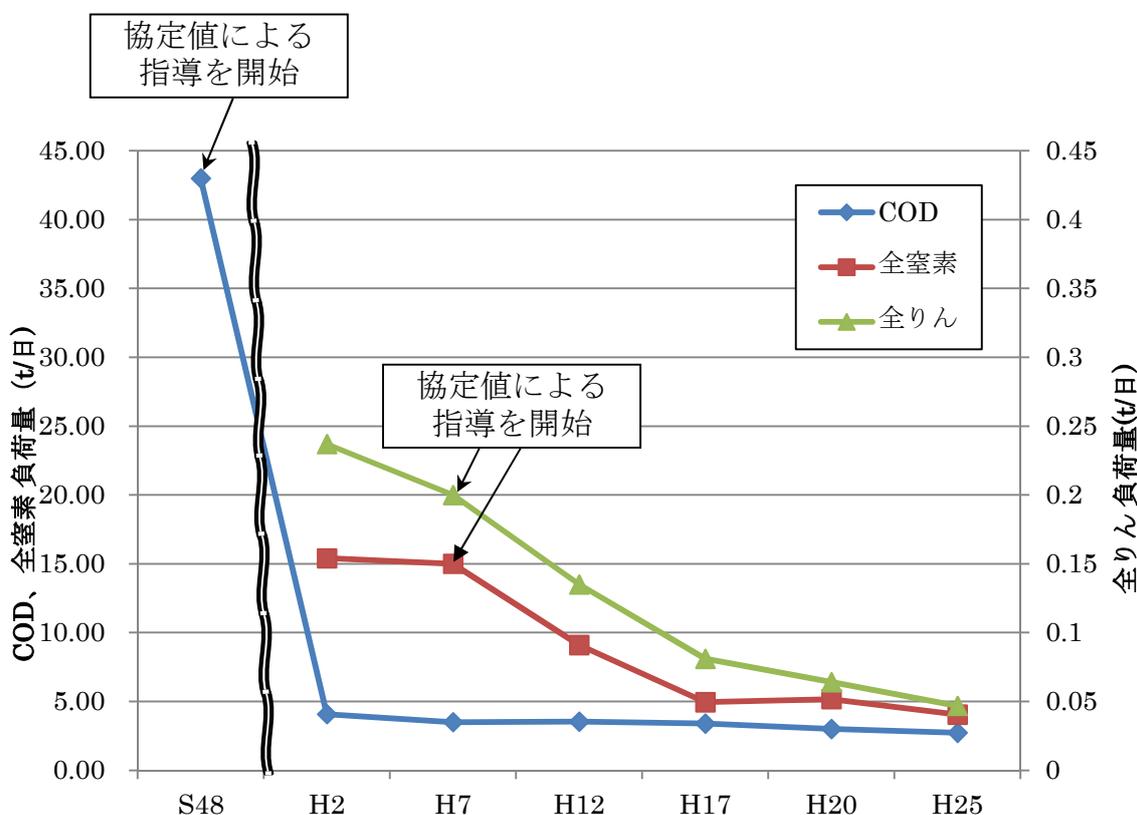


図. 協定工場全体の汚濁負荷量（実績値）の推移

(注1) COD負荷量の実績は、協定値による指導を盛り込んだ昭和49年を基準年とすると、削減率はおおよそ94%である。

(注2) 全窒素及び全りん負荷量の実績は、協定値による指導を盛り込んだ平成7年を基準年とすると、削減率はそれぞれ69%、77%である。

表. 全協定工場における協定値、実績値の比較

項 目	地下水採取量 (t / 日)
昭和 4 8 年の実績値 (細目協定締結以前)	1 5 8 , 8 9 7 t / 日
平成 2 5 年の協定値	8 , 2 6 2 t / 日
平成 2 5 年の実績値	3 , 9 8 9 t / 日

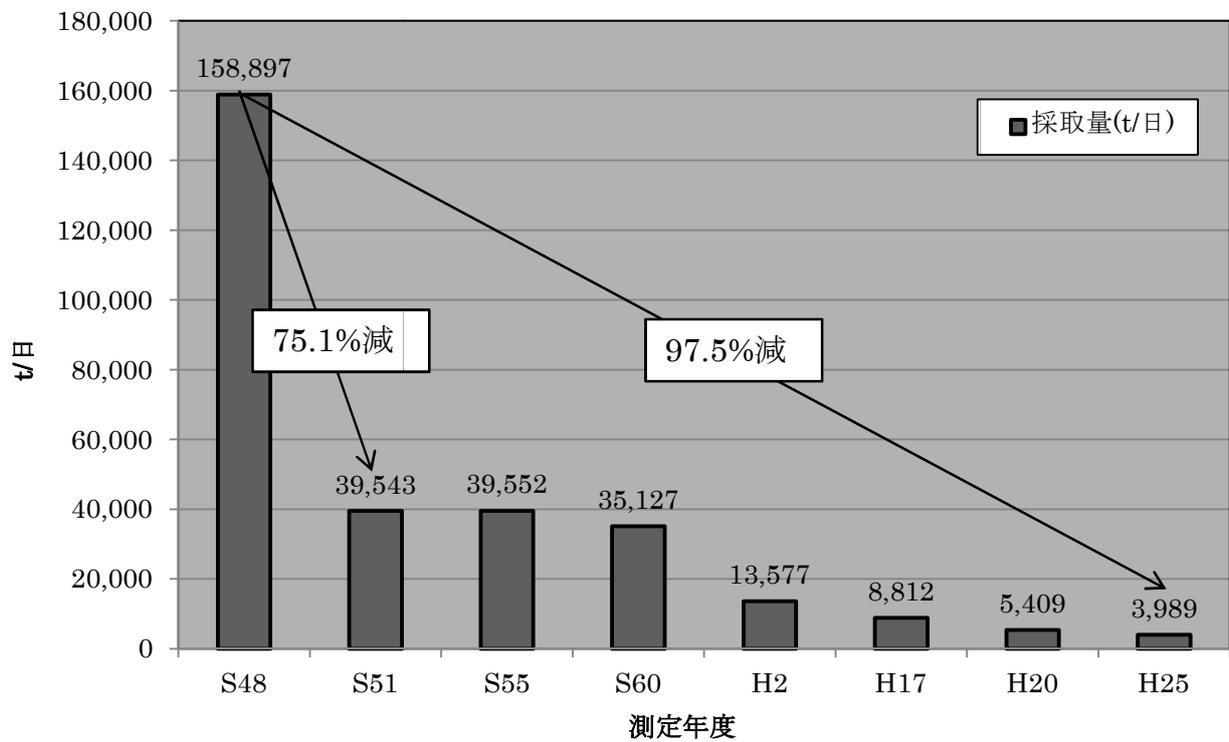
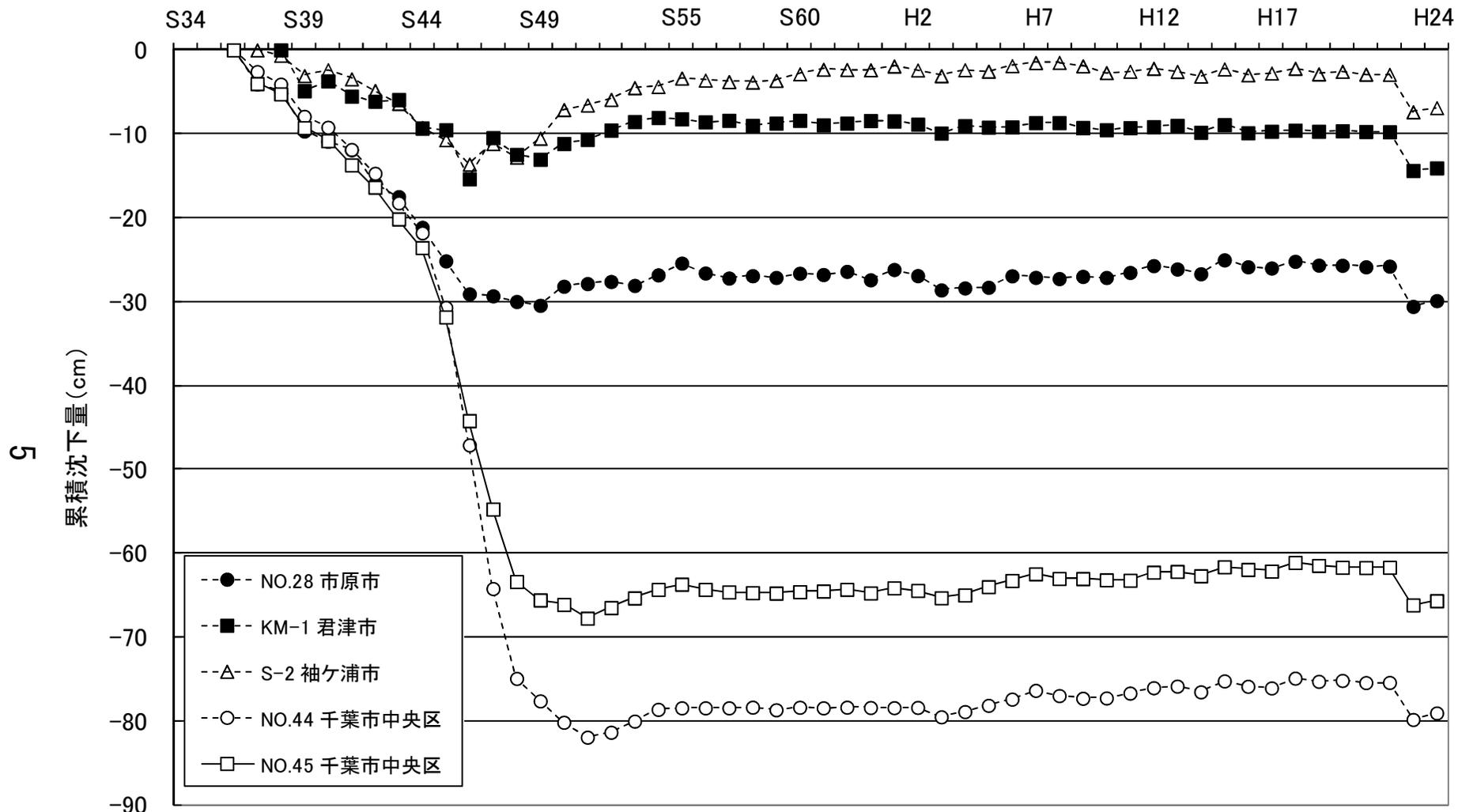


図. 環境保全協定工場における地下水採取量



※平成23年は東北地方太平洋沖地震の影響により、ほぼ全部の調査地点で、2cm以上の地盤沈下が見られた。

※平成24年は東北地方太平洋沖地震の余効変動(地震後の緩やかな地殻変動)により一部地域で隆起が見られた。